

第4回 制度設計専門会合 事務局提出資料

～託送制度に関する第1回、第3回の御議論について～

平成28年1月22日（金）

第1回及び第3回の制度設計専門会合での事業者説明の概要

- 第1回では、小売用途の大口発電設備を保有する者として**東京ガス**とローカル分散型電源によるスマートコミュニティサービスを指向する**ソフトバンク**の2社に対して、第3回では、遠隔地電源を多く抱える再エネ事業者としての**日本風力発電協会**に対して、ヒアリングを実施。

○東京ガス

- ・大規模電源については「長距離送電量を低減する潮流改善効果」を、分散型電源については「設備の利用実態に応じた潮流改善効果」を評価すべき。
- ・長期（15年程度）に渡って、発電事業者がインセンティブを受けられる蓋然性が高い仕組みが必要。
- ・アンバンドリング後は、送電コスト低減に資する電源立地に対するインセンティブを発電事業者に与えることを検討すべき。
- ・制度趣旨に鑑みれば、発電事業者に直接インセンティブを与える仕組みが適切。

○ソフトバンク

- ・電圧（特高／高圧／低圧）毎に分けて検討してはどうか。
- ・設備利用実態を考慮した割引制度としてはどうか。
- ・分散電源（EV、蓄電池等）を含めた全ての電源を対象としてはどうか。
- ・新サービスに迅速に対応できるように、柔軟な変更が可能な制度とすることが重要。

○日本風力発電協会

- ・公平性の観点で、全国一律の託送料金の設定を検討すべきではないか。
- ・海外のインセンティブ規制等を参考に、託送料金を低廉化するための戦略的・長期的な制度の導入を考えるべき。
- ・地域の垣根を越えた広域運用の拡大等が確実に進められるべき。
- ・分散型電源を促進するためには、現行制度の考え方（送電ロス減少と設備投資抑制）を継続することが望ましい。

第1回及び第3回制度設計専門会合での委員等のコメントの概要①

● 設備利用の考え方に関するコメント

- 「基幹システムを使用しない場合」ということはなく、契約上はそうであっても、必ず上位の大規模ネットワークから調整力が入っているはず。
- 系統利用の面では、アンシラリーサービスも含めて需要地で利用される電気の品質を送配電系統全体で維持している。電気の流れは下位系になるほど日々変化しており、加えて、特定の電源から特定の需要への電気の流れを物理的に特定することは困難。
- 低圧につながった電源をアグリゲートして販売する場合、低圧のバンク内に収まることはなく、そうなれば当然高圧も使う。
- 上位システムを使用していないというのはミスリーディング。分散型電源は相対的に上位システムへの負担が少ないので、遠隔地の大電源から需要地にもってくることを前提に作られた託送料金の体系では不利だということ。

● 送配電ロス、潮流改善に着目したコメント

- 調整力はアンシラリーサービスとして上位システムからきているのは確かだが、実流量に関しては、低圧部分しか使っていないことによる流量の削減効果がある。
- 大規模電源から需要地に下ろしてくるビジネスモデルが主流の中、わずかな量の分散型電源が入れば、明らかに潮流改善効果が出てくる。この点が適切に評価される託送料金の体系を抜本的に見直して作っていかなければならない。
- 潮流改善は本来物理量であり、もっと定量的に議論ができないか。例えば、分散電源を置いた場合の経済効果の試算がなければ、観念的な絵だけで議論するのは難しいのではないか。

第1回及び第3回制度設計専門会合での委員等のコメントの概要②

● 公平性の観点からのコメント

- 特定の事業者のメリットではなく、ネットワーク利用者全体のメリット等を論ずるべき。
- 託送料金の割引分は誰かが負担することになる。全体最適の観点から議論すべき。
- 誰かの託送料金を割り引くことは、誰かの負担を増やすことである。託送部門は規制下にあり、割引を制度化するのであれば定量的な論拠が必要。割引制度の目的は、分散型電源の導入ではなく3 E + Sであることを認識した上で議論すべき。
- 現行の託送制度は特定の事業者にとって有利な側面がある。

● 広域的な設備形成の関連でのコメント

- すべてのネットワーク利用者にとっての公平性、広域的に望ましい設備形成の実現という観点から、日本の送配電ネットワークを考えるべき。

● 全国一律の制度設計に関するコメント

- 将来的にはF I T制度も無くなり、風力発電ビジネスも競争環境下に置かれる。そうした場合、地域毎に託送料金が異なることはビジネス制約になる。
- 全国一律の託送料金制度について検討の余地はあるが、送電負担の小さい地域への立地は託送料金が安く、そうでない地域は高くなる方が自然。

第1回及び第3回制度設計専門会合での委員等のコメントの概要③

- 料金制度にとどまらない託送制度全般を視野に入れたコメント
 - 需要地近接性割引や託送料金の割引だけに議論を集中するのではなく、託送料金の体系全体の話をするのが本来の姿。
 - 託送料金のみならず、送電線の利用ルールなどとも直結するし、あるいは現在小売が払っている託送料金を発電と小売に分けるとか、そのような大きな話と理解。全体の設計の中で何か重要か考える必要がある。
 - 近接性割引は同じ域内の潮流改善だけだが、連系線をまたぐ取引や、連系線を含めた基幹送電線の利用ルールなどを抜本的に見直さなければならない。

※第1回及び第3回制度設計専門会合の議事概要をもとに整理